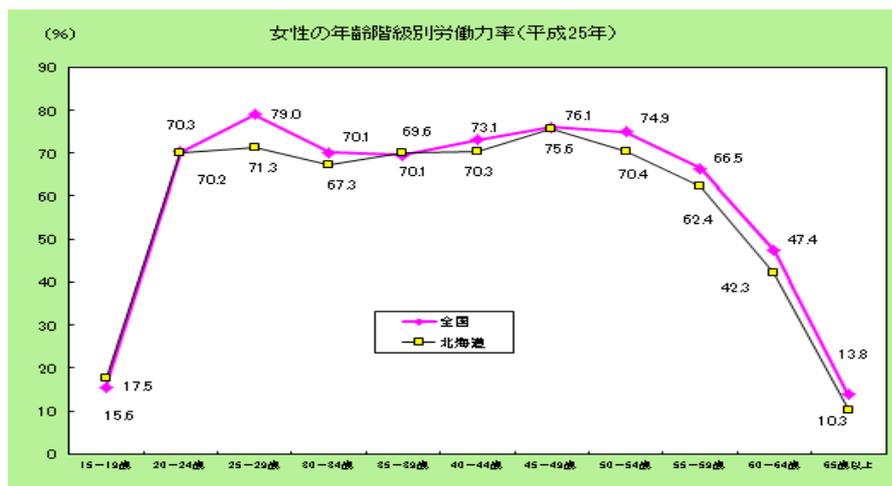


働く女性の活躍推進のために

北海道労働局

◎女性の労働力率の現状

女性の年齢階級別労働力率（当該年齢の人口に占める労働力人口の割合）は全国平均では35歳から39歳までを底とするM字型曲線となっているのに対し、道内では30歳から34歳までを底とし、ほとんどの年齢階層で全国より低い。



資料出所：総務省労働力調査

(1) 職場での男女均等取扱いを実現するための対策の推進

男女雇用機会均等法の履行確保により、男女労働者が性別により差別されることがなく、また、女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けない雇用環境づくりを進めています。

さらに、法違反がなくても、事実上男女間に生じている格差を解消し、女性の活躍を推進するために、企業のポジティブ・アクションへの取組を促進しています。

厚生労働省では、取組を普及するため、ポジティブ・アクションの情報公開のポータルサイトを立ち上げ、取組企業のトップのメッセージ、具体的な事例を掲載しており、多くの企業が情報公開に参加しています。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

非正規雇用労働者も含めた全ての労働者にとって両立支援制度が利用しやすい職場環境となるよう、育児休業制度等の規定が未整備の事業所に対し規定の整備を指導するとともに、両立支援等助成金制度の活用と併せ、非正規雇用労働者の育児休業の取得要件の周知に取り組んでいます。

また、雇用保険法改正による本年4月からの育児休業給付の給付率引上げ（半年間50%から67%に引上げ）や産休・育児休業期間中の社会保険料の労使免除等を周知し、事業主の理解を深め、男性も育児休業しやすい職場環境整備に取り組んでいます。

さらに、次世代育成支援対策推進法による認定（くるみん認定）企業の増加を推進しています。（道内認定企業17社）

また、均等・両立推進企業表彰を公募により実施し、他の模範となる取組の企業を表彰しています。（H26年度ファミリーフレンドリー部門北海道労働局長優良賞1社）



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

(3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正パートタイム労働法」）が本年4月23日に公布され、来年4月1日から施行されます。改正パートタイム労働法では、パートタイム労働者の雇い入れ時における文書による明示事項の追加や説明義務の新設、正社員との差別的取扱いが一切禁止されるパートタイム労働者の範囲の拡大等が盛り込まれています。

改正パートタイム労働法の周知啓発とともに、パートタイム労働者について、その働き・貢献に応じた正社員等との均等・均衡のある待遇が得られるよう雇用管理の改善を図り、正社員への転換を推進しています。